

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子どもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県中之条町長

公表日

令和8年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務
②事務の概要	中之条町福祉医療費支給に関する条例に基づき、子どもの医療に係る自己負担金の助成に関する事務として、助成対象者の資格の管理、医療費の助成、統計処理等を行う。 ①受給資格の登録の審査に関する事務 ②受給資格の変更に関する事務 ③受給資格の更新の審査に関する事務 ④医療費の助成の審査に関する事務 ⑤医療費の助成の給付に関する事務 ・窓口、電話、郵送内容確認や通知等を行う。
③システムの名称	医療費助成システム、団体内統合宛名システム(住登外者宛名番号管理機能)、共通基盤システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費助成情報ファイル、住登外者宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の第1の項 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の第1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
<選択肢>	
[基礎項目評価書]	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合に行う、住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。				
9. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>人事異動の際には必ず医療費助成システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。医療費助成システムへのアクセスが可能な職員は、2段階認証(パスワード・静脈認証)によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿(特定個人情報事務取扱担当者名簿)を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、システムの制限としては、職員に対して使用できる権限と端末への権限と2つ設定しているので、これらの2つの権限が一致しなければ使用できなくなっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用させるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	様式変更				
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバー	医療費助成システム、団体内統合宛名システム(住登外者宛名番号管理機能)、共通基盤システム、中間サーバー	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	医療費助成情報ファイル	医療費助成情報ファイル、住登外者宛名ファイル	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	記載あり	事後	新様式に合わせた変更
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	記載あり	事後	新様式に合わせた変更
令和8年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成システム、団体内統合宛名システム(住登外者宛名番号管理機能)、共通基盤システム、中間サーバー	医療費助成システム、団体内統合宛名システム(住登外者宛名番号管理機能)、共通基盤システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)		